

大阪市告示第861号の2

令和6年1月23日付け大阪市告示第82号の2（「市税の申告等に関する期限の延長」）において、別途市長が定めることとされている日（延長期限）のうち、次に掲げる地域に住所、主たる事務所若しくは事業所又は申告等の事務を現に行う事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、同告示に規定する申告等に関する期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。

令和6年6月20日

大阪市長 横山英幸

指定地域	
富山県	富山県
石川県	金沢市
	小松市
	加賀市
	羽咋市
	かほく市
	白山市
	能美市
	野々市市
	能美郡川北町
	河北郡津幡町
	河北郡内灘町
	羽咋郡宝達志水町
	鹿島郡中能登町

（財政局税務部管理課）

（令和6年6月20日掲示済）